

わたしのまちの

民生委員・児童委員と 主任児童委員

介護、子育て、生活困窮、子どもの貧困・・・地域にはこうした課題を抱え、だれかの手助けが必要な人たちがいます。民生委員・児童委員及び主任児童委員（民生委員）は、

「市民の最も身近な相談相手」「地域の見守り役」
「専門機関へのつなぎ役」として、大きく期待されています。



出雲市
出雲市社会福祉協議会
出雲市民生委員児童委員協議会

1. 出雲市の民生委員活動

最も身近な相談相手として

地域には様々な課題を抱えて困っている人たちがいます。民生委員はそうした人たちの気軽な相談相手となっています。

個別に相談にのるだけでなく、地域での高齢者サロン・子育てサロン活動などに協力し、相談しやすい関係づくりに努めています。



地域の“見守り役”として

一人暮らしの高齢者、障がい者等の世帯を定期的に訪問したり、子どもたちの登下校時の見守りを行ったり、あかちゃんのいる世帯を訪問したりなど、地域の見守り役として活動しています。

見守り役が多いほど課題の早期発見につながるため、地域の福祉委員や事業者等と協力して見守り声掛け訪問等を行っている地区もあります。



相談を専門機関につなぐ

多種多様な相談について、相談者が必要な支援を受けることができるよう、その内容に応じて市役所や警察、児童相談所、社会福祉協議会（高齢者あんしん支援センター等）などの専門機関につないでいます。



民生委員の1月あたり平均活動件数

令和6年度の実績では、相談・支援への対応が1月あたり約1.5件となっています。また、自主活動や地域の活動への協力等その他の活動では、1月あたり約11.1件となっています。

■出雲市における民生委員の1月あたり相談・支援対応件数等

	民生委員全体平均	主任児童委員平均
相談・支援対応件数	1.5件/月	1.4件/月
その他の活動件数	10.8件/月	11.1件/月

※1年間の総件数から、定数432人あたりの平均値を算出しています。

民生委員児童委員協議会の定例会を通じた情報共有や研修による自己研鑽

月に1回行われる市や地区の民生委員児童委員協議会（民児協）の定例会は、各種連絡事項の伝達や情報共有といった事務的な機能はもとより、独自の取組の立案・実施や、民生委員間の悩み相談等の機能もあります。

また、公的機関による研修だけでなく、民児協内の専門部会による研修を自主的に開催するなど、必要な知識の吸収に励んでいます。

新任の民生委員の皆さんには、民生委員の業務や県・市の関連する制度等を学ぶことができる研修会があります。



地区独自の研修会

地域行事への協力

民生委員は、地域における様々な会議や行事への出席、地区社会福祉協議会活動への協力を求められることがあります。

こうした活動に積極的に参加・協力することで、地域の様々な人たちとの信頼感の構築につながり、民生委員活動を円滑に行う助けとなることが期待されますので、可能な範囲で協力します。



地域交流

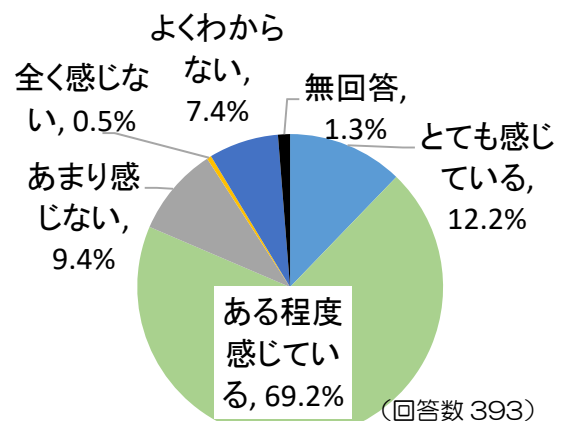


赤い羽根共同募金

約8割の民生委員が民生委員としての仕事にやりがいを感じながら活動しています。

出雲市の民生委員を対象としたアンケート調査によると、民生委員としての仕事に“やりがい”を「とても感じている」「ある程度感じている」という回答が8割を超えています。

時に民生委員としての仕事は大変なこともありますが、多くの民生委員の皆さんが誇りを持って活動されていることがうかがえます。





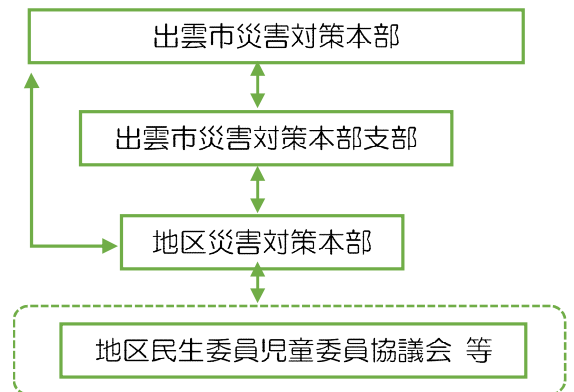
災害への備えや地区災害対策本部活動への協力

●地区災害対策本部活動への協力

各地区における災害対策は、地区災害対策本部を中心として、防災訓練や避難行動要支援者 個別避難計画づくり等の取組が行われています。

日頃から、災害時に避難支援が必要な方の情報を把握することに努め、こうした活動に協力するとともに、いざ災害が発生した際には、自身やご家族の安全を確保したうえで、可能な範囲で協力します。

■災害対策組織イメージ図



●「避難行動要支援者名簿」の活用

災害対策基本法に基づき、出雲市では災害時に自ら避難することが困難で支援を要する方の「避難行動要支援者名簿」を作成しています。あらかじめ本人同意が得られた方の名簿は、各地区災害対策本部、消防、警察、地区民児協などの避難支援等関係者へ提供しています。名簿は年1回、地区民児協会長へお渡ししており、2か月に1回の頻度で情報の更新を行っています。

民生委員は、災害時の情報提供等に活用できるよう、日頃の見守り活動や地区の名簿との照合を通じて、情報の点検・確認を行っています。

●「避難行動要支援者 個別避難計画」作成への協力

災害時に一人では避難が困難な方について、「だれが声をかけ、どの移動手段で、どこを通過して、どこへ避難するのか」といったことを平常時に決めておくのが、「避難行動要支援者 個別避難計画」です。

出雲市では、各地域の実情にあわせ、地区災害対策本部や自治会等を中心に作成することとしており、民生委員は、必要な情報提供等、可能な範囲で計画の作成に協力します。



活動記録の作成・報告

民生委員は、専用の活動記録用紙に日々の活動内容を記録しておき、月に1回、相談支援や自主活動などの別に、件数を取りまとめます。

地区民児協ごとに取りまとめられた活動記録は、市から国へと送られ、福祉政策立案の資料として活用されます。また、市民児協や地区民児協、個人でも、活動の振り返りや今後の活動を検討する資料として活用することができます。



民生委員の守秘義務

民生委員は、活動を通じて、地域住民の様々な情報を把握する立場にあります。このため、民生委員法により守秘義務が課せられています。

★職務上知りえた情報を本人の同意なく第三者へ漏らしてはなりません。

守秘義務のある支援者同士の会議や、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合などは、この限りではありません。

★個人情報の書かれた書類は持ち歩きません。保管場所にも気をつけます。

2. 民生委員あれこれ

民生委員の立場

立場：非常勤の特別職の地方公務員

任期：一斉改選から3年間（再任可）

（直近の一斉改選は令和7年12月1日）

給与：支給なし

（活動に要する交通費等の実費相当分の支給はあり。）

島根県 60,200 円/年、出雲市 30,000 円/年）※令和7年実績

民生委員制度は
1917年（大正
6年）創設。



出雲市内の民生委員の人数

県内市町村の民生委員の人数（定数）は、島根県の条例により定められています。

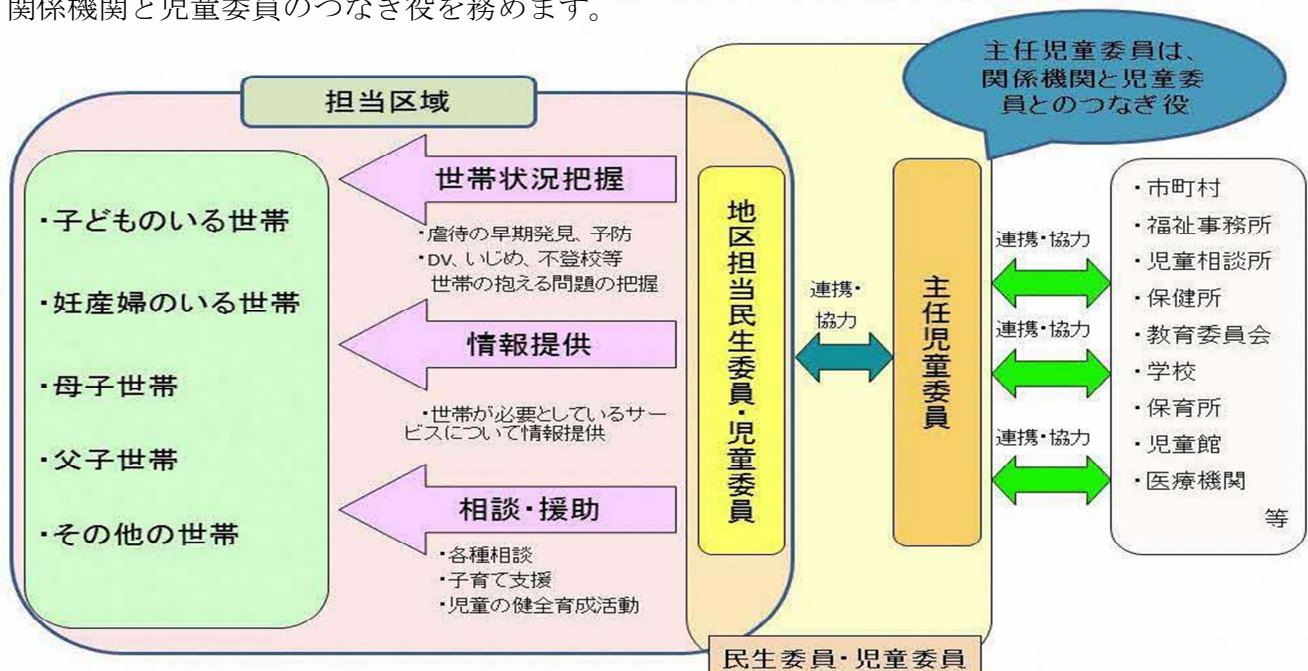
(R7.12.1~)

	民生委員・児童委員	うち地区担当 民生委員・児童委員	うち主任児童委員
島根県	2,284人	2,018人	266人
出雲市	432人	368人 (男性 60.9%・女性 39.1%)	64人 (男性 9.4%・女性 90.6%)

民生委員・児童委員と主任児童委員

民生委員は児童委員を兼ねます。児童委員は、地域の児童や妊産婦、ひとり親世帯等の生活や取り巻く環境の状況について、日ごろから把握に努めます。

主任児童委員は、児童委員の中から指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。主に、関係機関と児童委員のつなぎ役を務めます。



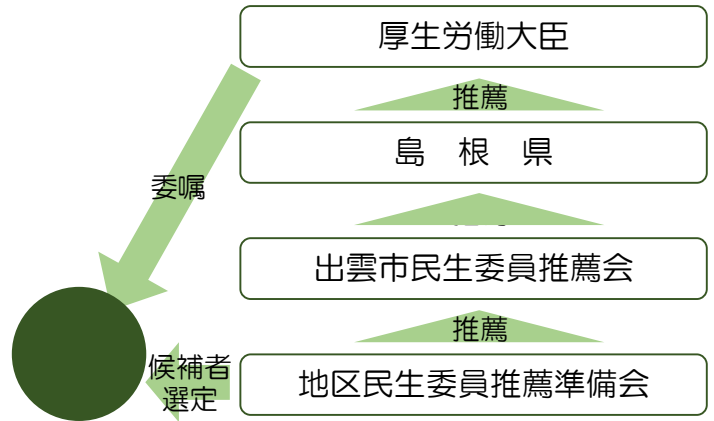
民生委員に委嘱されるまでの流れ

概ねコミュニティセンター単位の地区に設置される民生委員推薦準備会から、出雲市民生委員推薦会に候補者を推薦します。島根県の審議会を経て、最終的に厚生労働大臣から委嘱されます。

【地区での候補者の選定方法について】

民生委員の選定方法に決まりはありません。自治協会やコミュニティセンター等から適任と思われる方に依頼する場合や、町内会（自治会）等の単位で順に選出する場合など、各地区の選定方法は様々です。

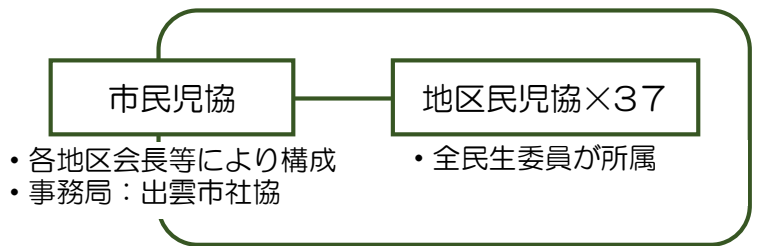
■ 民生委員の推薦から委嘱の流れ



出雲市民生委員児童委員協議会と地区民生委員児童委員協議会

全ての民生委員は、それぞれの地区の民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。出雲市内には37の地区民児協があり、毎月の定例会を通じた情報共有、自主活動の企画・実施等が行われています。

また、地区民児協の連合体として出雲市民生委員児童委員協議会（市民児協）（事務局：出雲市社会福祉協議会）が組織されており、各地区民児協会長等が役員を務めています。



民生委員活動の協力者

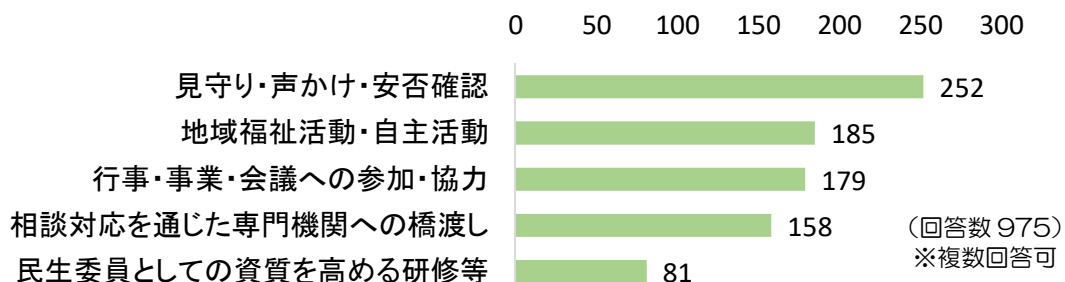
民生委員の仕事は多岐にわたることから、福祉委員等と連携して活動を行っている地域もあります。

福祉課題の早期発見のため、地域の実情に応じて協力者を設けることは民生委員活動の負担軽減につながります。



“やりがい”を感じる民生委員活動

民生委員の仕事の中でも、「見守り・声かけ・安否確認」に最もやりがいを感じる民生委員が多いと言えます。次いで「地域福祉活動・自主活動」「行事等への参加・協力」となり、地域の方と直接かかわる活動に、多くの民生委員がやりがいを感じています。



民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます
- 一、わたくしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます
- 一、わたくしたちは常に誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一、わたくしたちはすべての人々と協力し明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたくしたちは常に公正を旨とし人格と識見の向上に努めます

児童憲章（抄）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる

児童は、社会の一員として重んぜられる

児童は、よい環境の中で育てられる

	出雲市役所福祉推進課	出雲市民生委員児童委員協議会事務局
お問い合わせ	出雲市今市町70	出雲市今市町543 (社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会内)
	TEL : 0853-21-6694 FAX : 0853-21-6598	TEL : 0853-23-3781 FAX : 0853-20-7733